

令和3年1月25日

上田市長 土屋 陽 一 様

上田市上下水道審議会

会 長 高 橋



水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について（答申）

令和2年9月18日付2経第170号で貴職から諮問された水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について、本審議会は、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

- (1) 算定期間は、令和3年度から令和6年度の4年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率8.3%引き上げることが適当である。
- (3) 水道料金の改定時期は、令和3年10月1日とすることが適当である。
- (4) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、据え置くことが適当である。

2 附帯意見

料金改定の実施については、インターネット環境がない方、自治会への未加入者等に配慮し、十分な周知を図られたい。また、改定時期については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見て判断されたい。

大規模地震や豪雨災害等が発生した場合も、同様に判断されたい。

答 申 書

令和3年1月25日

上田市上下水道審議会

上田市上下水道審議会委員 名簿

会	長	高	橋	仁
副	員	渡	辺	ゆかり
委	員	荒	川	義
委	員	池	田	弘
委	員	内	川	伸
委	員	大	口	高
委	員	梶	村	富
委	員	金	井	和
委	員	金	井	由
委	員	工	藤	典
委	員	甲	田	京
委	員	小	林	裕
委	員	清	水	廣
委	員	長	尾	勝
委	員	西	澤	茂
委	員	原	田	健
委	員	布	施	教
委	員	堀	内	育
委	員	堀	内	吉
委	員	吉	池	正
				博

(五十音順)

水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について

1 はじめに

本審議会は、令和2年9月18日に上田市長から諮問された水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について慎重に審議した。

この中で、今後の経営状況、施設の整備計画、維持管理等の諸問題について、意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

2 答申内容

- (1) 算定期間は、令和3年度から令和6年度の4年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率8.3%引き上げることが適当である。
- (3) 水道料金の改定時期は、令和3年10月1日とすることが適当である。
- (4) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、据え置くことが適当である。

3 附帯意見

料金改定の実施については、インターネット環境がない方、自治会への未加入者等に配慮し、十分な周知を図られたい。また、改定時期については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見て判断されたい。

大規模地震や豪雨災害等が発生した場合も、同様に判断されたい。

4 答申理由

上下水道事業は、昨今の人口減少と節水意識の高まり等により料金収入及び使用料収入については、今後も減少していくと思われるが、一方で老朽化した施設の更新や耐震化に向けて、適切な投資を行っていく必要がある。

また、近年、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震が頻発し、更に令和元年東日本台風(台風19号)では、上田市でも豪雨災害が発生しており、災害時におけるライフラインの機能確保が重要視されており、施設の減災対策等も速やかに進める必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い・うがい等の衛生面からも、安全で安心な水道水の供給に向けた持続可能な事業経営が必要である。

このような状況の中、今後10年間の財政状況を試算したところ、水道事業におい

では、10年後には純利益及び内部留保資金ともに、ほぼなくなる見込みであり、将来に向け安定した事業経営を行うには、水道料金を平均改定率8.3%引き上げることはやむを得ないと判断する。なお、現在、新型コロナウイルス感染症により、市民の経済活動が多大な影響を受けており、上下水道料金の支払いが困難な方や生活困窮者に対して料金の支払猶予を実施していることから改定時期は令和3年10月1日とすべきと判断するが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況及び大規模災害の発生等によっては、改めて判断されたい。

一方、下水道使用料については、一時的に純利益及び内部留保資金は減少するものの、10年後は現在とほぼ同程度、確保できる見込みのため据え置くことが適当であると判断する。なお、農業集落排水使用料については、下水道使用者にとっては何ら違いがないことを考慮し、現行と同じく、下水道使用料と同じ使用料体系とすべきと判断する。

5 今後の上下水道事業について

- (1) 中長期的な視野に立った事業の把握と財源の整合に留意しつつ、経費の節減等経営の効率化に取り組み、料金改定後も引き続き健全な経営を維持されるよう努められたい。
- (2) 上下水道事業はライフラインの根幹をなすものである。したがって、老朽化した施設の更新や耐震化等、計画的な施設整備を進められたい。
- (3) 安全・安心な市民生活を将来にわたり守るため、日ごろの維持管理を着実に実施するとともに、事故や設備の異常等不測の事態に備えて、迅速に対応できる体制を整えられたい。
- (4) 近年、全国で大きな災害が頻発している。災害発生時には、一日も早い復旧が可能となるよう、人材育成等の局内体制の整備はもちろん、災害時応援協定等に基づいた関係団体との連携に努められたい。
- (5) 上下水道事業のライフラインとしての大切さや、水道水のおいしさや安全性について、また下水道普及によってもたらされる効果等を市民へ広報するよう努められたい。

6 改定後の水道料金表

量水器 の口径	基本料金（1月につき）	水量料金（1 m ³ につき）
13 mm	712円	1 m ³ 以上10 m ³ 以下 61円
20 mm	1,853円	11 m ³ 以上30 m ³ 以下 154円
25 mm	3,289円	31 m ³ 以上50 m ³ 以下 172円
30 mm	5,922円	51 m ³ 以上 181円
40 mm	11,720円	1 m ³ 以上 181円
50 mm	20,375円	
75 mm	45,347円	
100 mm	83,063円	
125 mm	132,465円	
150 mm	178,631円	

審 議 の 経 過

本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、令和2年7月31日に設置された。第1回目においては上下水道事業の概要等の説明があり、第2回目に上田市長から水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定についての諮問があった。以後4回にわたり提示された資料をもとに活発な協議を重ねながら、慎重に審議を行った。

第7期上下水道審議会

回	開催日	内 容
第1回	令和2年7月31日	1 審議会委員へ委嘱状交付 2 審議会設置根拠、任務について 3 上下水道事業の概要について 4 経営戦略(改訂版)の概要について 5 上下水道料金徴収等業務包括民間委託について
第2回	令和2年9月18日	1 諮問 2 諮問事項について 3 諮問事項に係る意見・質問
第3回	令和2年10月14日	1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 2 料金改定について 3 上下水道の仕組み(映像 行政チャンネル放送番組)
第4回	令和2年11月13日	1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 2 料金改定について
第5回	令和2年12月23日	1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 2 料金改定について 3 答申について
答 申	令和3年1月25日	上田市長への答申